

〈問い合わせ先〉

- ・自動車の登録手続については
鹿児島運輸支局
TEL〇九九二六一一九一九三
- ・自動車税については
大隅総務事務所
TEL〇九九四一八二一一一一
- 大崎町役場財務課
TEL七六一一一一一
- 県自動車税管理事務所
TEL〇九九二六一一五六一一

インターネットサービス『ADSL』が始まりました

大崎町では、ご要望の多かったインターネットの高速通信サービス『ADSL』について、通信事業者に対し早期サービス開始を要請するため署名活動を行いましたところ、多くの方のご協力を頂き、この度、サービスが提供されることになりました。お申し込み、対象区域等については、各通信事業者までお問い合わせください。

《その他問い合わせ先》

大崎町役場総務課職員電算係
TEL七六一一一一一(内線二二三)

新しい民事執行制度 ―財産開示手続について―

平成十五年八月に民事執行法が改正され、権利実現の実効性

をより向上させるために、裁判所が債務者に財産の開示を命じる制度(財産開示手続)が創設されました。この手続は、平成十六年四月一日から利用できるようになります。

財産開示手続は、例えば、金銭の支払を命じる確定判決を得たのに支払ってもらえないため、債務者の財産を差し押さえて支払を受けたいとしても、どこにどのような財産があるのか分からない場合に利用できます。裁判所が債権者の申立てを相当と認めれば、債務者は、裁判所に出頭して宣誓し、財産の状況を陳述しなければなりません。その際、債務者が虚偽の陳述をすると、過料の制裁が科せられます。また、一方で債権者のプライバシーを不当に侵害することがないように、債権者がこの手続で得た情報を目的外に使用すると、過料の制裁が科せられます。

平成十六年度 春季全国火災予防運動

本年も三月一日(月)から七日(日)までの七日間にわたり春季全国火災予防運動が実施されることになりました。

住宅防火 いのちを守る

七つのポイント

〜三つの習慣・四つのポイント〜

- 三つの習慣
- 寝たばこは、絶対にやめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

●四つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の強力体制をつくる。

精神障害者家族支援教室 のご案内

家族・ひとりで悩んでいませんか？
今回、志布志保健所では右下に記された日程により、精神障害者の家族の方を対象に家族教室を開催します。

病気の経過・治療方法・家族の対応の方法について、精神科医師や精神障害者家族会の会員と一緒に考えていく予定です。参加をお待ちしています。

対象者 精神障害者の家族
受講料 無料
日時

- ①二月二十日(金)
午後一時三〇分〜
午後三時三〇分
- ②三月四日(木)
午後一時三〇分〜
午後三時三〇分

午後三時三〇分
③三月十七日(水)
午前十時三〇分〜
午後二時〇〇分
場所 大崎町保健センター
問い合わせ先 志布志保健所 保健指導課
〇九九四一七二一一〇二二

大崎都市計画区域における建築物の容積率等の指定のお知らせ

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物の容積率及び建ぺい率並びに建築物の各部分の高さの限度については、これまで建築基準法で全国一律に定められていましたが、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号。)の施行により、特定行政庁(知事)が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して県都市計画審議会の議を経て、平成16年5月17日までに定めることとなりました。

鹿児島県では、関係市町村長からの意見等を基に、大崎都市計画区域における建築物の容積率等を下記のとおり指定することとしていますので、お知らせします。

なお、指定する数値は、現行の規制値と同じです。

記

| 区 域 | 法第52条第1項第6号の規定により定める数値(容積率) | 法第53条第1項第6号の規定により定める数値(建ぺい率) | 法第56条第1項第2号二の規定により定める数値(隣地高さ制限) | 別表第3(に)欄の5の項により定める数値(道路高さ制限) |
|-----------------------|-----------------------------|------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 大崎都市計画区域(全区域用途地域指定なし) | 10分の40 | 10分の7 | 2.5 | 1.5 |

備考 平成16年5月17日に指定する予定です。

〈問い合わせ先〉大崎町役場 建設課建築係 TEL76-1111(内線243)